

ネットトラブル出前講座事業仕様書

1 委託事業名

ネットトラブル出前講座事業

2 趣旨

青少年のネット依存や SNS での誹謗中傷、いじめなどが深刻な社会課題となっている。また、兵庫県は SNS 上の誹謗中傷等への対策として、インターネット上の人権侵害防止に関する条例を新たに制定した。

こうしたことを踏まえ、これらのリスクを正しく理解し、適切に対処できる力を育むことをねらいに、大学生等との連携による出前講座を実施する。

年齢の近い大学生等の講師により、同世代ならではのリアルな視点を伝え、青少年が自分ごととして受け止め、考える機会を提供し、安全で健全なインターネットの利用を促進することを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

※繰越予算の議決後に、委託期間を令和 9 年 3 月 31 日までに変更予定

4 事業費

4,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県民生活部男女青少年課との協議により決定する。

5 事業内容

(1) ネットトラブル動画教材の作成

① 以下のネットトラブルやそのリスク、対処法についての授業を行うための動画を作成すること

動画は 50 分の授業で以下の 3 つのネットトラブルすべてについて学ぶことのできる内容構成とすること

- ・インターネット依存
- ・インターネット上の誹謗中傷
- ・インターネット上のいじめ

② 動画内容

- ・エコーチェンバー及び生成 AI など現代的な問題を盛り込むこと
- ・高校生、大学生の意見や最新の情報を踏まえること

③ 作成期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日

(2) ネットトラブル出前講座の実施

① 実施方法

大学生等の講師が(1)で作成した動画教材を活用した講義を行う
動画のテーマである3つのネットトラブルすべてについて、そのリスクや対処を学び考える内容の講座とすること

② 実施場所

委託者が指定する県内の高等学校等

③ 実施回数・時間

50回(1回あたり約50分)

④ 実施期間

令和8年9月1日～令和9年2月28日

⑤ 事後アンケート

本事業の効果を検証するため、講義後に受講者へのアンケートを実施のうえ、集約した結果を事務局へ報告すること

6 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本事業の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、事業を進めるに当たり、スケジュール、実施体制等を示した実施計画(様式任意)を令和8年4月17日(金)までに委託者に提出すること。

(3) 事業の進捗管理及び実施形式等

本事業の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

動画作成及び講座実施については、事前に内容・構成・実施方法等を委託者と協議し、承認を得ること。

事業の実施形式等については、事業趣旨に照らしてより良い提案がある場合は委託者と協議のうえ、変更することができる。

(4) 事業の履行に関する措置

- ① 本事業の履行においては、委託者の指示に従うこと。事業の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、事業の性質上当然実施しなければならぬ

らないもの及び事業の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、事業遂行にあたること。

③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果物の利用（二次利用）

本事業の成果物にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。

② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

受託者は、本事業の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに事業遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う事業の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の事業を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した事業に伴う承認を得た第三者の行為に

ついて、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 生成 AI について

- ① 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託者に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること。
- ② 受託者は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として委託者に提出してはならない。

(11) その他

- ① 受託者は事業の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は事業の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託事業の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 本事業に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項第 1 号から第 8 号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この事業の終了後も、事業が終了する日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この事業に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- ⑦ 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、委託者は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。